

定 款

タカラバイオ株式会社

タカラバイオ株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、タカラバイオ株式会社と称し、英文ではTAKARA BIO INC.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 医薬品、診断用医薬品、動物用薬品、農薬、試薬、工業薬品、微生物工業品、再生医療等製品、特定細胞加工物、研究用消耗品、医薬部外品および化粧品の製造ならびに売買
- (2) 理化学機械器具および医療機器の製造ならびに売買
- (3) 前各号に掲げる製品の製造用機械設備の設計、製造、売買および貸借ならびに前各号に掲げる製品に関する技術の開発、売買および貸借
- (4) 遺伝子解析その他の理化学分析、医療に関する検査ならびに再生医療等製品および特定細胞加工物等の製造、検査および試料の保管の受託
- (5) 工業所有権の取得、維持、管理、使用許諾および譲渡
- (6) 清涼飲料、調味料、その他食料品および食品添加物の製造ならびに売買
- (7) 肥料および飼料の製造ならびに売買
- (8) 農産物および農産加工品の生産ならびに売買
- (9) きのこ、野菜、果樹および花卉の新品種の開発、売買ならびにこれらの新品種の培養および栽培技術の貸借
- (10) 水産物および水産加工品の生産ならびに売買
- (11) 不動産の売買、貸借、管理運用および開発事業
- (12) 産業廃棄物の収集および運搬
- (13) 飲食店の経営
- (14) 印刷業ならびに書籍、雑誌およびビデオテープ、コンパクトディスク等による出版物の企画、編集、制作、販売
- (15) 情報処理サービス業、情報提供サービス業および情報通信サービス業
- (16) コンピュータソフトウェアの開発および売買
- (17) コンピュータおよび周辺機器の売買、賃貸借ならびに保守
- (18) 教育セミナーの開催および出版に関する業務
- (19) 労働者派遣事業
- (20) 前各号に附帯する事業およびこれに関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を滋賀県草津市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、400,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第9条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第10条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(開催場所)

第11条 当会社は、滋賀県大津市またはその隣接地において株主総会を開催する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第17条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規則)

第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取

締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(名誉会長および相談役)

第27条 取締役会は、その決議によって、名誉会長1名および相談役若干名を選定することができる。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第37条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、期末配当を行うことができる。

2 前項のほか、当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。

(自己の株式の取得)

第38条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。